

新規就農者育成事業実施要領

公益目的支出計画事業(以下「公益事業」という。)規程第2条に定める新規就農者育成事業(以下、本事業という。)について規程に定めるほかに、この新規就農者育成事業実施要領により実施するものとする。

第1条 趣旨及び内容

本事業は、公社が取り組む公益目的支出計画事業の一環として取り組むものであり、農村社会及び地域農業振興の大きな課題である後継者不足や新規就農者不足解消を目的として、土地利用型農業研修を中心に実施する。

第2条 事業内容

① 水稻全作研修

水稻の全作業研修及び稲作全般について、専用圃場を利用して育苗から収穫乾燥作業まで一貫した研修。

なお、無人ヘリによる防除作業の帯同研修を組入れる。

② 大型農業機械オペレーター及びアスパラガス栽培研修 (スポット研修含む)

麦・大豆の作付に関する各農業機械作業やアスパラ栽培関連作業等について作業研修を行う。通年研修及びスポット研修も受け入れる。) 北上市のアスパラガスの振興の一役を担う。

*研修前に希望者と日程調整をする。

*原則、各作業別及び農業機械別の研修とする。

*アスパラガス栽培については、公社事業の関係から「伏せ込み栽培」とし冬期間の収穫時期とする。

第3条 研修対象者

通年の研修希望者は、北上市内外問わず将来農業を業とすること・北上市に住居を希望する方を原則として、広く公募する。

① 研修生の公募方法

北上市及びJAいわて花巻の広報及びHPに募集広告を掲載し、公社のHPに研修コーナーを設けて広く情報を発信する。また関係機関の協力を経て情報提供を依頼する等、北上市及びJAいわて花巻と連携して取組んでいく。

② 選考方法

本事業における第2条における研修の内通年を希望する研修生の選考は、「新規就農者育研修委員会(以下、本委員会という。)」において、研修生の募集者の中から、その事業年度の研修生を理事長に推薦し、理事長の専決において決定する。第2条の2つの研修について重複研修も可能とする。

また、スポット研修の選考は、常務理事の専決とし決定する。

第4条、研修期間

研修期間は原則1年とするが、本人の希望による継続研修は理事長の専決により受け入れることができる。但し、大型農業機械オペレーター研修及びアスパラガス栽培研修については、公社事業における農作業と調整を行い、その都度研修生に通知することとする。

第5条 本委員会の委員の任命及び組織

第3条の委員会に委員は、理事長が任命し委嘱するものとする。

原則、北上市及びJAいわて花巻北上地域営農センターの新規就農者育成担当部署職員及び公社役員とするが、理事長の判断に於いて任命する。

本委員会には、下記の役員を置く。

委員長 1名（公社役員の委員があたる。）

副委員長 1名（北上市及びJA職員のいずれかとする。）

第6条 本委員会の任期

本委員会の委員の任期は原則2年とする。関係機関における人事異動等で委員の交代がやむを得ない場合は、新委員は前条において移植をするが、期間は前任者の残任期間とする。

附 則

1、この要領は、平成26年1月1日より、施行する。

この要領は、平成28年4月1日付けで、改正とする。

2、この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。